

「令和7年度第1回沖縄県食品の安全安心懇話会」【議事概要】

1 開催日時：令和7年6月10日（火） 14:00～15:05

2 場所：県庁6階 第1特別会議室

3 出席者

（懇話会構成員）9名

高良 健作（学識経験者：国立大学法人琉球大学）【座長】

古堅 忠司（消費者：沖縄県生活協同組合連合会）

野原 直子（消費者：NPO法人消費者センター沖縄）

上門 努（生産者：株式会社沖縄県食肉センター）

大城 宗正（流通業者：株式会社沖縄県物産公社）

上原 修（流通業者：イオン琉球株式会社）

村野 勝子（食品営業者：株式会社オーディフ）

照屋 ゆきの（食品営業者：株式会社照屋食品）

伊藤 早苗（学識経験者：国立大学法人琉球大学）

（沖縄県）

事務局（保健医療介護部薬務生活衛生課）

幹事課担当者

4 内容

(1) 保健医療介護部 比嘉保健衛生統括監あいさつ

(2) 座長の指名

「沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱」第5条に基づく保健医療介護部長による座長の指名。

琉球大学農学部の高良先生を指名し、その後の議事進行を依頼。

(3) 議事進行（高良座長）

議事：第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和6年度実施状況報告、第4期まとめについて

ア 事務局から、議事次第、令和6年度実施状況報告（資料1）及び第4期まとめ（資料2）について説明

イ 構成員からの施策に関する質問・意見（別紙のとおり）

懇話会構成員からの施策に関する質問・意見及び回答

○野原 直子（消費者：NPO法人消費者センター沖縄）

講習会の開催について、例えば資料3ページの「①HACCPに関する講習会開催」では、目標値5回のところを44回も講習会の開催しており、頑張っ取り組まれたことが感じられた。

7ページに農薬検査（⑥流通農産物の残留農薬検査）について、スクリーニング検査において4品目6検体から農薬が検出され、そのうち2品目2検体で基準値超過、2品目3検体で農薬取締法違反が疑われたとのことだが、実際検出頻度としては高いなと思った。どのようにスクリーニング検査がされているのか（問題がありそうな生産者を検査している等）、野菜農家には指導されているが、全体的にどのように周知されているのか。

【回答：事務局】

スクリーニング検査について、通常の野菜の収去検査は1kg程度取らないといけませんが、生産者の負担になり幅広く検査できないということもあり、令和3年度からスクリーニング検査として実施している。農薬が検出された場合は農林水産部局、卸売市場の事業者と連携して指導している。

スクリーニング検査データは、あくまで参考値という扱いになるが、ドリフト（農薬散布時の周辺への飛散）や使用不可の農産物に間違っ使用した等が原因で検出されている場合等、農林水産部局担当者等が直接農場に立ち入り、農薬の取り扱いについて指導を行っている。

【事務局追記】

・スクリーニング検査検体の選別の仕方は、これまで基準値を超過したことがある野菜の種類を選んで検査している。

・農薬が検出されたことについての生産者全体への周知は、農薬適正使用講習会等を通して違反事例の共有を行っている。引き続き、関係部局と連携し流通農産物の残留農薬検査を実施する。

○伊藤 早苗（学識経験者：国立大学法人琉球大学）

いくつかの施策項目で新型コロナ感染拡大によって達成率が低かったとの説明があったが、感染症の感染拡大等の緊急時は、食の安全安心を維持できなくなる可能性が高くなると思う。それが基本政策（7）の「緊急事態における体制の維持・強化」になるのかと思ったが、具体的にどんな内容か教えて欲しい。

【回答：事務局】

基本施策（7）「④⑩緊急時の関係各課の連携の推進」の取組としては、新型コロナウイルス感染拡大の中で食品の安全安心体制をどうやって維持していくかを話し合う会議は行っていない。これまで緊急時の関係各課の連携会議は開催したことがなく、推進本部会議の開催回数を実績値としている。

講習会の開催等の取組維持という点については、感染拡大の中様々な事がストップしたが、逆に色々とし恵を絞ってウェブ会議等が普及するようになり、そういったのも利用しながら講習会もできるようになったと思う。今後同様の事態が起きた場合でも、ウェブや事前録画した講習会の動画を見せる等工夫しながらできるのではないかと考えている。

【高良座長】

第4期の計画は5年分を一度に策定していて、その時点でこのような事態が想定されていなかったので前半の実績値が大変なことになったが、計画を見直すことも難しかったことから目標達成に至らなかったのではないかと。

○伊藤 早苗（学識経験者：国立大学法人琉球大学）

基本施策（9）「優良な県産食品の推奨（④⑤優良県産品の宣伝・普及啓発）」について、一県民としての意見だが、優良県産品は見たことはあったが、これだから安全という意識はなくて、安全安心であるということ県民にアピールするという意味では別の伝え方もあるのではと思った。この審査の中に安全性についても審査項目があるのか。

【回答：グローバルマーケット戦略課】

優良県産品は県が推奨する制度であるが、食品の安全安心や品質というところは基礎部分と認識しており、当然審査過程でも、製造工程や成分表示等でコンプライアンス違反が無いのか、関係部局のチェックを受けながら推奨を進めているところである。安全安心を基礎としつつ、加えて、商工労働部の観点からより市場のニーズに即した商品や、より市場の皆様が求める製品を優良県産品として推奨している。

安全安心というところは、パンフレットの裏で「審査」という文言でうたっているものの、安全安心であることもPRしつつ優良県産品の普及に努めていきたい。

○大城 宗正（流通業者：株式会社沖縄県物産公社）

資料13ページの基本施策（4）「食品表示の適正化の推進」について、当社が沖縄県産品を県外に流通させる際に、食品表示の部分が非常に重要になってきている。30年前と比較すると各メーカーは非常に成長していて向上できていることは肌で感じているが、表示について毎日のようにメーカーから問い合わせがある。

13ページの「⑦食品表示に関する巡回調査点検件数」の昨年実績値が28,274で達成度Aとなっているが、目標値が18,300と少ないというところはなぜなのか。

15 ページの「③食品表示に関する表示講習会の開催回数」の昨年度実績が10回となっている。食品表示の取り組みは、法改正も含めて考えると終わりが無いと感じる。我々も消費者庁や厚労省のホームページを見ながら新たな変更点がないか、常時担当が確認し各メーカーに発信しているところである。このような内容を含めて、ぜひとも県の方でも開催回数を無駄に多くする必要はないと思うが、しっかりとした形でやっていただければありがたいなと思っている。

【回答：事務局】

「⑦食品表示に関する巡回調査点検件数」の目標値18,300は、商品のアイテム数と認識していただき、その実績が約28,000アイテムと多く、達成率がA区分になったという良い結果として捉えていただければと思う。目標値は最低これだけ実施するとの目標で掲げているというところがあるので、ご理解いただきたい。

「③食品表示に関する表示講習会の開催回数」については、現在、食品表示法という一つの法律であるが、旧JAS法や景品表示法等と分野が専門的なところがたくさんあり、関係課4課合同で毎年講習会を開催している。昨年度も沖縄本島3か所と宮古、石垣の計5か所で開催していて、アンケートを取りながら毎年バージョンアップしているところである。引き続き、今回のご意見も含めてバージョンアップできるようにしていきたい。

【大城構成員】

新規の食品メーカーさんや自分で起業をして1、2年目の方々が、商品を流通させたいとなった場合、その商品の一括表示をみるとなかなか非常に厳しい内容になっている。基本的な表示の記載内容は保健所の指導を受けて作成しているけれども、やはり流通先が拡大するにつれて変わってくる。我々もアンテナショップで県外と取引をさせてもらっているが、全部の取引先で食品表示は厳しく、商品登録ひとつとっても二次原料先まで調べて登録しないとイケないとか、メーカーさんも表示に対する意識が高くなればいいのだが、なかなか専門的なものもあって難しい。それでも、向上して改善しているのも間違いなく、これも県の取り組み等の成果だと思うので、引き続き保健所等の指導の取り組みを維持してやっていただければありがたい。

○古堅 忠司（消費者：沖縄県生活協同組合連合会）

推進計画について、正直な感想として、本当に色々な切り口でこれだけ数値目標を達成されてすごいなと思っている。

私共は組合員の利用なので、「組合員の声」を読む機会が非常に多いのだが、最近、水のPFASに関して声が多くなっている。確かに農薬や動物用医薬品等の安心安全のところは調べられてとてもありがたいが、この水の件は少し残念で、しっかりやっているということを伝えられたらいいなと思っている。

【高良座長】

水の安全安心に関しては、すぐに改善は難しいこともあるし、一方でPFASというフッ素化合物については、実はよくわかってないことがたくさんある。動物実験ではこうだったというデータが出てきているが、それを人に当てはめるとあまりにも考えにくいぐらいの量という感じがある。さらに蓄積ということもあるかもしれないが、そのリスクの大きさよりも、日頃の食習慣や運動しないことの方のリスクがはるかに大きいのではないかというのが、科学をやっている者としての感想である。

○高良 健作（学識経験者：国立大学法人琉球大学）

先ほどの大城構成員からの表示施策（㉗食品表示に関する巡回調査点検件数）について、どのぐらい違反件数があったのかを知りたい。

施策によって、実績値がパーセントだったり件数だったりしている。例えば「㉞食中毒菌汚染実態調査検体数」は、今回の176はパーセントか件数か。

【回答：事務局】

「㉗食品表示に関する巡回調査点検件数」の違反件数について、今データを持っていないのでわからない。

「㉞食中毒菌汚染実態調査検体数」については、パーセントである。実施要領で毎年検体数を定めていて、弁当の食中毒であったり野菜で気になるのがあったりと傾向が変わるので、毎年度、検査対象と数を決めて検査をしている。実際の検査数は、令和6年度は弁当施設を対象に80検体の実施計画をしていて、141検体(176%)を検査した。

【事務局追記】

・「㉗食品表示に関する巡回調査点検件数」について、違反件数としては、衛生事項で178件（薬務生活衛生課）、品質事項で名称表示2,601件・原産地表示4,013件（流通・加工推進課）、保健事項で42件（健康長寿課）である。違反内容は添加物の誤記表示等の軽微な内容で、改善指導を行っている。

【高良座長】

食中毒といえば、件数として多いのはカンピロバクターで、これは大きなリスクである。鶏肉の半数以上はもうカンピロバクターに汚染されている。加熱が弱いとカンピロバクターが残ってしまう。居酒屋などで鶏肉を取り扱うことが多いが、生っぽいこともあって、もう1回焼いてくださいと言えばよいのだけれど、そういうところが気になるところである。

【事務局追記】

・県で平成30年度に実施した食中毒汚染実態調査結果では、97%の汚染率であった。食肉は中心部まで十分に加熱（75℃で1分間以上）すること等を県ホームページやチラシ等で啓発を行っている。